

おくやみ ガイドブック

長久手市

おくやみコーナーの利用については
P3をご参照ください。

令和7年11月発行

おくやみ手続ガイドブック目次

1	おくやみコーナーの利用について	……P3
2	お持ちいただくもの	……P4
3	市役所で行う手続①	……P5
	(おくやみコーナーで手続していただけるもの)	
(1)	住民登録	……P5
(2)	納税	……P5
(3)	税金	……P6
(4)	高齢者支援	……P7
(5)	障がい	……P9
(6)	国保	……P10
(7)	年金	……P12
(8)	後期高齢	……P13
(9)	福祉医療	……P14
4	市役所で行う手続②	……P15
	(担当各課にお問い合わせいただくもの)	
(1)	子ども	……P15
(2)	その他	……P18
5	市役所以外で行う主な手続	……P21

1 おくやみコーナーの利用について（予約制）

- ご家族が亡くなられて葬儀が済み、お気持ちに余裕ができましたら死亡後の手続にお越しく下さい。手続は死亡後概ね2週間以内にお願いします。
おくやみコーナーで職員が各種手続のご案内をさせていただきますのでご活用ください。
- おくやみコーナーの利用は予約制となりますので、下記の予約受付（市民課）に、市役所閉庁日を除いた3日前までに電話で予約をしてください。予約時に、亡くなられた人やご家族の状況等、手続に必要な情報を確認させていただきます。
- おくやみコーナーをご利用いただきますと、待ち時間と手続時間を短縮できるメリットがあります。おくやみコーナーを利用されない場合は、手続が必要な課に直接お越しく下さい。

「おくやみコーナー」予約

予約受付 長久手市役所 総務部市民課

予約電話番号 0561-56-0607

開設日 毎週火曜日、木曜日

予約受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

当日手続時間 ①午前9時～ ②午前10時30分～
③午後1時30分～ ④午後3時～

※ ご希望の日時に予約いただけない場合があります。

※ 状況により、予約いただいた人もお待ちいただく場合があります。

2 お持ちいただくもの

お越しの際には、下記のものをお持ちください。

☐	相続人の印鑑（認印）
☐	お越しいただく人の本人確認書類 ・写真付きのものがある場合、次のものから <u>1点</u> 運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど ・写真付きのものがない場合、次のものから <u>2点</u> 資格確認書、被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳など
☐	委任状（亡くなられた人と同一世帯以外の人が行う場合） ※亡くなられた人が単身世帯の場合を除く
☐	5ページ以降の各手続に必要なもの

3 市役所で行う手続①

3 市役所で行う手続①

(おくやみコーナーで手続ができるもの)

市民課 市民係 ☎0561-56-0607

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
1-1 ☐	世帯主変更が 必要な人	住民異動届 (世帯主変更)	・本人確認書類 ・委任状 (申請者が同世帯の人 以外の場合)	亡くなった 日から 14日以内

※亡くなられた方の印鑑登録及びマイナンバーカードは、抹消となりますので、手続は不要です。

収納課 収納係 ☎0561-56-0610

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
2-1 ☐	市税※に未納が ある人	市税の納付 及び相談	・お越しいただく相続人 の本人確認書類	速やかに
2-2 ☐	市税※の口座振替に ついて、振替元に亡 くなられた方名義の 口座を登録している 場合	口座振替の 停止	・登録口座の情報 (金融機関、支店、番号) がわかるもの	速やかに

※ 市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

3 市役所で行う手続①

税務課 市民税係 ☎0561-56-0608
資産税係 ☎0561-56-0609

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
3-1 ☐	市・県民税が課税 されていた人	相続人代表者 指定届	家庭裁判所にて相続放棄の手 続をされた人は、「相続放棄申 述受理通知書」または「相続放 棄申述受理証明書」の写しを ご提出ください。	速やかに
3-2 ☐	長久手市ナンバーの 原動機付き自転車 (125cc 以下) または小型特殊自動 車等をお持ちだった 人	名義変更または 廃車	・ナンバープレート、 標識交付証明書 (廃車、名義変更に伴いナン バーを変更したいとき)	速やかに
3-3 ☐	長久手市内に固定資 産(土地・家屋・償却 資産)をお持ちだった 人	相続人代表者 指定届 (兼固定資産現 所有者申告書)	家庭裁判所にて相続放棄の手 続をされた人は、「相続放棄申 述受理通知書」または「相続放 棄申述受理証明書」の写しを ご提出ください。	速やかに
3-4 ☐	長久手市内に 未登記家屋を お持ちだった人	固定資産税 家屋補充台帳 登録所有者変更届	・遺産分割協議書の写し等 ※すぐに提出できない場合も あり、ケースにより異なります ので資産税係までお問い合わせ ください。	速やかに

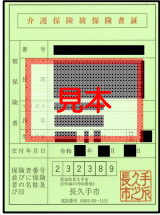
3 市役所で行う手続①

長寿課 いきいき長寿係 ☎0561-56-0631

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
4-1 ☐	「あったかあど」をお持ちだった人	「あったかあど」の返却	亡くなられた人の「あったかあど」 	速やかに
4-2 ☐	紙おむつ助成事業を利用されていた人	未使用分の「紙おむつ助成券」の返却	未使用分の「紙おむつ助成券」	速やかに
4-3 ☐	訪問理美容サービス事業を利用されていた人	未使用分の「訪問理美容サービス券」の返却	未使用分の「訪問理美容サービス券」	速やかに
4-4 ☐	緊急通報システム事業を利用されていた人	中止届	貸出中の機器 (詳しくは長寿課いきいき長寿係までお問い合わせください。)	速やかに
4-5 ☐	高齢者配食サービス事業を利用されていた人	中止届	なし	速やかに
4-6 ☐	認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を利用されていた人	廃止届	なし	速やかに

3 市役所で行う手続①

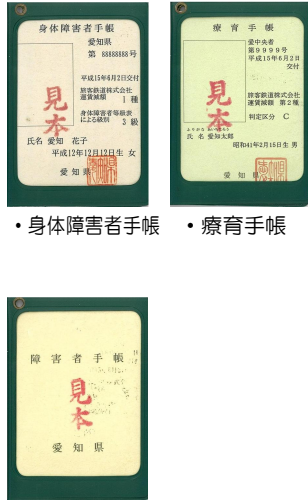
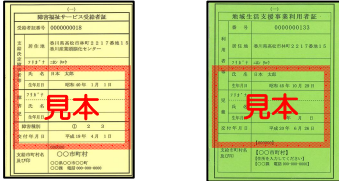
長寿課 介護保険係 ☎0561-56-0613

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
5-1 ☐	65 歳以上の人	介護保険被保険者証等の返却	亡くなられた人の被保険者証 	速やかに
5-2 ☐		- 介護保険料還付通知書等の郵送先変更 - 保険料還付先口座登録（兼高額介護サービス費の振込口座変更）	- 相続人等の連絡先 - 相続人の振込先口座が分かるもの	速やかに
5-3 ☐	- 要介護（要支援）認定を受けていた人 ※認定申請中の人を含む - 介護予防・日常生活支援総合事業を利用されていた人	介護保険負担割合証等の返却	- 亡くなられた人の介護保険負担割合証 - 亡くなられた人の介護保険負担限度額認定証（負担限度額の認定を受けていた人のみ）   - 介護保険負担割合証 - 介護保険負担限度額認定証	速やかに

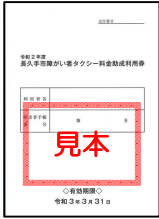
3 市役所で行う手続①

福祉課 障がい福祉係

☎0561-56-0614

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
6-1 ☐	身体障害者手帳、 療育手帳、 精神障害者保健福祉 手帳を 交付されていた人	返還届	・亡くなられた人の 各種手帳  ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	速やかに
6-2 ☐	自立支援医療 (更生医療、育成医療) 受給者証を交付され ていた人	受給者証 返納届	・亡くなられた人の 受給者証  ・自立支援医療受給者証	速やかに
6-3 ☐	福祉サービスを 受けていた人	受給者証 (利用者証)の 返還	・障害福祉サービス受給者証 ・地域生活支援事業利用者証  ・障害福祉サービス 受給者証 ・地域生活支援 事業利用者証	速やかに

3 市役所で行う手続①

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
6-4 ☐	障がい者 タクシー料金 助成利用券を 交付されていた人	利用券の返還	障がい者タクシー料金助成利用券 	速やかに
6-5 ☐	各種手当を受給していた人	資格喪失届	(同一生計者がいる場合) 同一生計者の預貯金通帳	亡くなった日から 14日以内

保険医療課 国保年金係 ☎0561-56-0618

【国民健康保険】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
7-1 ☐	国民健康保険に 加入していた人 または 国民健康保険に 加入している人のい る世帯の世帯主	資格喪失届 各種証の返還	- 亡くなられた人と その世帯全員の 資格確認書等  - 国民健康保険資格確認書	亡くなった日から 14日以内

3 市役所で行う手続①

7-1 □	国民健康保険に 加入していた人 または 国民健康保険に 加入している人のい る世帯の世帯主	資格喪失届 各種証の返還	  ・限度額認定証 ・標準負担額 減額認定証  ・特定疾病療養受療証	亡くなった 日から 14日以内
7-2 □		相続人代表者指 定届	亡くなられた人が世帯員の 場合は不要です。 ※家庭裁判所にて相続放棄の手 続をされた人は、「相続放棄申述 受理通知書」または「相続放棄申 述受理証明書」の写しをご提出く ださい。	速やかに
7-3 □		還付金振込依頼 書	・預貯金通帳または キャッシュカード	速やかに
7-4 □	国民健康保険に 加入していた人	葬祭費支給申請	・会葬礼状・葬儀費用の 領収書等、喪主の氏名が 確認できるもの ・預貯金通帳または キャッシュカード	葬儀を行な った日から 2年以内
7-5 □	社会保険に 加入していた人（亡く なられた人の扶養となっ ていた人がいる場合）	資格取得届	・亡くなられた人の 職場でもらう 資格喪失証明書	亡くなった 日から 14日以内

3 市役所で行う手続①

【年金】

市役所では手続に必要な書類のご案内をします。実際の手続は年金事務所（全国どこでも可能）です。

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
8-1 ☐	年金を受給していた人	死亡届 未支給請求 遺族年金など	・亡くなられた人に配偶者がいる場合、2人分の基礎年金番号がわかるものがあると確認が早くなります。 ※手続内容、必要書類は各々異なりますので、おくやみコーナーまたは窓口で説明します。	死亡一時金は亡くなった日から2年以内 遺族・障害・未支給年金等は亡くなった日から5年以内
8-2 ☐	国民年金に加入していた人	死亡一時金 遺族基礎年金 寡婦年金など		
8-3 ☐	厚生年金に加入していた人	死亡届 遺族基礎年金 遺族厚生年金など		
8-4 ☐		被保険者関係届 （亡くなられた人の扶養となっていた60歳未満の配偶者がいる場合）	手続は市役所でできます。 ・亡くなられた人の職場でもらう資格喪失証明書 ・配偶者の身分証と年金手帳またはマイナンバーカード	

【瀬戸年金事務所】 住所：瀬戸市共栄通4-6
 ☎0561-83-2412（自動音声案内1→2）
 ☎0570-05-4890（予約専用電話）
 年金事務所での相談及び手続は予約優先となっていますので、ご予約の上来訪してください。

3 市役所で行う手続①

保険医療課 医療係 ☎0561-56-0617

【後期高齢者医療】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
9-1 ☐	後期高齢者医療保険 に加入していた人 (75歳以上の人、 65歳以上の人で 障害加入の方)	資格喪失 資格確認書返還	- 亡くなられた人の 資格確認書  - 後期高齢者医療資格確認書	速やかに
9-2 ☐		葬祭費支給申請	- 会葬礼状・葬儀費用の 領収書等、喪主の氏名 が確認できるもの - 喪主の預貯金通帳 ※喪主以外の口座へ振り込み 希望の場合、喪主の委任が必要 です。振り込み希望する方 の預貯金通帳をお持ちくだ さい。 - 喪主の本人確認書類 (顔写真付きなら1点、 なければ2点)	速やかに
9-3 ☐		高額療養費支給 申請	- 相続人代表の預貯金通帳 ※申請いただいても該当が なく支給されない場合が あります。 - 相続人代表の本人確認書類 (顔写真付きなら1点、 なければ2点)	速やかに

3 市役所で行う手続①

【福祉医療】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
10-1 ☐	医療費を受給していた人	喪失届	- 子ども医療費受給者証 - 障害者医療費受給者証 - 母子・父子家庭医療費受給者証 - 後期高齢者福祉医療費受給者証 - 自立支援医療（精神通院）受給者証 ※上記のうちで該当のもの - 医療費受給者証 - 自立支援医療（精神通院）受給者証	速やかに

以上がおくやみコーナーで手続いただけるものになります。

次ページからは、担当各課にお問い合わせいただく手続になります。

4 市役所で行う手続②（担当各課にお問い合わせいただくもの）

4 市役所で行う手続②

（担当各課にお問い合わせいただくもの）

子ども家庭課 家庭係 ☎0561-56-0633

【児童手当】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
A-1 ☐	手当を受給している人	支給事由消滅 未支払請求 認定請求	ケースにより異なるため、事前に子ども家庭課家庭係までお問い合わせください。	速やかに
A-2 ☐	手当対象児童の人	支給事由消滅 または減額改定		速やかに

【児童扶養手当（国）・遺児手当（県・市）】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
B-1 ☐	手当を受給していた人	資格喪失 新規認定 未支払請求 ※ケースにより異なります	ケースにより異なるため、事前に子ども家庭課家庭係までお問い合わせください。	速やかに
B-2 ☐	18歳以下 （20歳未満で中度以上の障がいを含む）の児童を養育しており、ひとり親家庭となる人			速やかに
B-3 ☐	手当支給対象児童の人			速やかに

4 市役所で行う手続②（担当各課にお問い合わせいただくもの）

子ども未来課 保育係 ☎0561-56-0615 【保育園】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
C-1 ☐	保育園を 利用している 児童の保護者の人	状況等変更届	なし	亡くなった 日から 14 日以内
C-2 ☐	保育園を 利用していた 児童の人	退所届		亡くなった 日から 14 日以内

【幼稚園・認可外保育施設等】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
D-1 ☐	無償化対象児童の人、 保護者の人	施設等利用給付 認定変更届	ケースにより異なるため、 事前に子ども未来課保育係 までお問い合わせください。	亡くなった 日から 14 日以内

4 市役所で行う手続②（担当各課にお問い合わせいただくもの）

【認可外保育施設通所助成金】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
E-1 ☐	対象児童の保護者の人	受給者変更	ケースにより異なるため、事前に子ども未来課保育係までお問い合わせください。	お問い合わせ時にお伝えします
E-2 ☐	対象児童の人	受給資格消滅届		速やかに

子ども未来課 児童係 ☎0561-56-0616

【ながくてひろば（放課後児童クラブ）】

【ながくてひろば（放課後子ども教室）】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
F-1 ☐	利用していた児童の保護者の人	内容変更届、 口座振替依頼書 （振替口座変更の場合）	ケースにより異なるため、事前に子ども未来課児童係までお問い合わせください。	亡くなった日から 14日以内
F-2 ☐	利用していた児童の人	辞退・退会届		亡くなった日から 14日以内

4 市役所で行う手続②（担当各課にお問い合わせいただくもの）

みどりの推進課 緑化推進係 ☎0561-56-0552

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
G-1 ☐	森林を相続された人	森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	・森林の土地の位置を示す地図 ・森林の土地の登記事項証明書など、届出の原因を証明する書面	当該森林の土地の所有者となった日から90日以内

みどりの推進課 農政係 ☎0561-56-0620

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
H-1 ☐	農地を相続された人	農地法第3条の3第1項の規定による届出	・相続登記完了後の登記事項証明書の写し	速やかに

※森林及び農地の所有者届出は相続登記の完了後となります。

環境課 環境保全係 ☎0561-56-0612

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
I-1 ☐	簡易専用水道を所有していた人	所有者の変更	・簡易専用水道届出事項変更届 ※記入方法については、事前に環境課までお問い合わせください。	速やかに
I-2 ☐	犬を飼育していた人	所有者の変更	・鑑札（紛失の場合は登録番号がわかるもの）	亡くなった日から30日以内

4 市役所で行う手続②（担当各課にお問い合わせいただくもの）

環境課 ごみ減量推進係 ☎0561-56-0612

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
J-1 ☐	し尿くみ取り （定額制）を使用する 世帯	人数の変更等	・し尿処理申込事項変更（廃止）届書 ※事前に環境課までお問い合わせください。	速やかに

卯塚墓園管理事務所 ☎0561-78-2455

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
K-1 ☐	卯塚墓園墓地使用者	使用权の承継	・使用許可証 ・使用者と承継者の関係がわかる戸籍謄本等 ・住民票（本籍記載）	速やかに
K-2 ☐		焼骨の埋蔵	・埋蔵届 ・火葬許可証等 ・長久手市卯塚墓園墓所使用許可証	—

※必要なものはケースにより異なりますので、事前に卯塚墓園管理事務所までお問い合わせください。

※卯塚墓園管理事務所は長久手市卯塚二丁目 303 番地の卯塚墓園内にあります。

4 市役所で行う手続②（担当各課にお問い合わせいただくもの）

下水道課 経営係（長久手浄化センター）

☎0561-56-0624

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
L-1 ☐	下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中の人	受益者異動届	なし	速やかに
L-2 ☐	井戸水を使用しており、下水道に接続している人	世帯人員等変更届	なし	速やかに

都市計画課 建築係 ☎0561-56-0622

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
M-1 ☐	空き家を相続された人	空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除の申請	・被相続人居住用家屋等確認申請書	ケースにより異なりますので、都市計画課までお問い合わせください。
M-2 ☐	空き家を相続された人 空き家を相続することが見込まれる人	解体・売却・管理などの相談	なし	なし

5 市役所以外で行う主な手続

市役所以外で行う手続のうち、主な手続をまとめました。
ご活用ください。

運転免許証

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	返納	愛知県警察 愛知警察署 ☎0561-39-0110

パスポート

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	返納	愛知県旅券センター ☎052-563-0236

普通自動車・自動二輪（125cc超）

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	名義変更 廃車	国土交通省 中部運輸局愛知運輸支局 ☎050-5540-2046

軽自動車

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	名義変更 廃車	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 ☎050-3816-1770

5 市役所以外で行う主な手続

自動車税種別割・(軽)自動車税の環境性能割

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	納付相談	名古屋南部県税事務所 ☎052-682-8924 ※自動車税種別割は毎年4月1日現在の所有者に課税されるため、名義変更等される場合はお早めにご相談ください。

相続関係

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	相続税の申告・納税	名古屋国税局昭和税務署 ☎052-881-8171
☐	土地・家屋等の移転登記、 相続登記	名古屋法務局名東出張所 ☎052-703-2322 ※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。
☐	遺言書の検認・開封	名古屋家庭裁判所 家事受付センター ☎052-223-2830 ※被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所
☐	相続放棄の申立て (相続を知った日から3か月以内)	

税金関係

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	所得税、消費税及び贈与税 の申告・納税	名古屋国税局昭和税務署 ☎052-881-8171

相続及び税金に関するご相談等

- 愛知県司法書士会

住所：名古屋市熱田区新尾頭1-12-3

電話番号：052-683-6683

ホームページアドレス：<https://www.ai-shiho.or.jp>

- 名古屋市税理士会昭和支部

住所：名古屋市昭和区広見町1-13 ダイエイビル2階

電話番号：052-872-4595

ホームページアドレス：<https://www.meizei.or.jp>

- 愛知県弁護士会

住所：名古屋市中区三の丸1-4-2

電話番号：052-203-1651

ホームページアドレス：<https://www.aiben.jp>

- 愛知県行政書士会

住所：名古屋市東区葵一丁目15番30号

電話番号：052-931-4068

ホームページアドレス：<https://www/aichi-gyosei.or.jp>

5 市役所以外で行う主な手続

水道

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	上水道の名義変更・閉栓、 振替口座の変更	愛知中部水道企業団 ☎0561-37-0141

電気・ガス

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	名義変更・解約	各契約会社へお問い合わせください。

電話・テレビ・インターネット

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	固定電話・携帯電話・インターネット・ケーブルテレビの契約者変更・解約	各契約会社へお問い合わせください。
☐	NHK受信料の契約者変更・解約	NHK受信契約フリーダイヤル ☎0120-15-1515

各種保険

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	生命保険・簡易保険などの死亡保険金の請求	加入している保険会社又は保険代理店へお問い合わせください。
☐	損害保険の名義変更・解約	

預貯金・株式

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	銀行口座からの払出し、 銀行口座の解約、株式名義変更	口座のある金融機関、証券会社等へ お問い合わせください。

5 市役所以外で行う主な手続

クレジットカード

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	失効手続	契約している各クレジット会社へお問い合わせください。

県営住宅

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	家族構成の変更	名古屋尾張住宅管理事務所 ☎052-973-1791

外国籍の方

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	在留カード又は特別永住者 証明書の返納	名古屋出入国在留管理局 電話でのお問い合わせは、外国人在留総合インフォメーションセンター（☎0570-013-904（PHS、IP電話、海外からは03-5796-7112）） あわせて母国の大使館または領事館へ手続の確認をしてください。 なお、特別永住者証明書は、市役所市民課窓口でも返納できます。

恩給

チェック欄	手続	問い合わせ先
☐	失権届	総務省恩給相談窓口 03-5273-1400 ※ 恩給証書の記号番号をご用意の上、お問い合わせください。

※ コピーしてご使用ください

すべて委任者本人が記入してください。

委 任 状

令和 年 月 日

長久手市長あて

委任者 住所 _____

(本人) 氏名 _____ 印

※署名または記名・押印

私は、次の者を代理人と認め、下記委任事項の手續を委任します。

代理人 住所 _____

(窓口に行く人) 氏名 _____

記

委任事項（委任する事項に✓を付してください。）

☐ 住民票異動手續（転居、世帯主変更・世帯合併等）に関する一切の権限

☐ _____の死亡に伴う未支給年金または遺族年金の請求及び相続手續に必要な戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄（抄）本及び住民票の交付申請及び受領に関する一切の権限

必要な戸籍の本籍 長久手市

筆頭者氏名 _____

必要な人の氏名 _____

☐ 市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限

☐ 遺族年金用：所得証明書 令和 年度分 通

☐ 相続登記用：固定資産評価証明書 令和 年度分 通

(土地：全部・一部) (家屋：全部・一部) 各 通

☐ その他 ()

訂正された場合は訂正印をお願いします。